

一般社団法人 二宮長寿の里国際交流協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人二宮長寿の里国際交流協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県中郡二宮町に置く。

(目的・事業)

第3条 当法人は、「長寿の里」二宮町と「Terra da Longevidade <長寿の里>」ブラジル・ベラノポリス市との友好関係を基点に、「長寿の里」をキーワードとした国内及び世界各地との交流のサポートをすることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 社会的交流や情報交換の斡旋
- (2) 教育・文化の交流
- (3) 各地名産物品の相互普及
- (4) IT(情報技術)関連の活用と普及
- (5) 健康・文化講演会の開催
- (6) 研修会、勉強会の開催
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- (8) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報の掲載する方法にて行なう。

第2章 社員

(社員)

第5条 当法人の社員は、正会員及び賛助会員の二種類とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した者
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した者

2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、理事長の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、社員総会の決議を経て、別途定める会費を支払う義務を負う。

(社員の資格喪失)

第7条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 除名になったとき。

(退社)

第8条 社員は、任意にいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して退会届を提出するものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律(以

下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に召集する。臨時総会は、必要に応じ随時召集することができ、その招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(開催地)

第13条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該総会で議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(種別及び定数)

第18条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上 6人以内

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、他に副理事長及び常務理事を置くこととする。

(選任等)

第19条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会で選任する。

(職務)

第20条 理事長は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、職務を代行する。常務理事は理事長、副理事長を補佐し業務を掌理する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、当法人の職務を執行する。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(監事の職務)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員報酬等)

第23条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(責任の一部免除)

第24条 当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第25条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。

- 1 当法人の業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 理事長、副理事長、及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数を持って行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 基金

(基金の拠出)

第30条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第31条 基金の募集、割当は、理事会が決定するものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第33条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得及び支出することができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第34条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年3月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第35条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設 立 時 理 事	山 岸 正 之
設 立 時 理 事	佐 藤 祐 一
設 立 時 理 事	熊 澤 良 枝
設 立 時 理 事	森 口 由 美
設 立 時 理 事	山 岸 裕 子
設 立 時 理 事	原 享
設 立 時 代 表 理 事	山 岸 正 之
設 立 時 監 事	飯 田 擴 充

(設立時の会員の氏名又は名称及び住所)

第36条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

山 岸 正 之	※個人情報保護の観点から、
佐 藤 祐 一	HP公開情報では住所を省略しています。
熊 澤 良 枝	
飯 田 擴 充	
山 岸 裕 子	
原 享	

(設立時の基金)

第37条 当法人の設立時の基金は800,000円とし、拠出者及び各拠出者が拠出する基金は次のとおりとである。

山岸 正之	200,000円
佐藤 祐一	100,000円
熊澤 良枝	100,000円
飯田 擴充	100,000円
森口 由美	100,000円
山岸 裕子	100,000円
原 享	100,000円

(法令の準拠)

第38条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人二宮長寿の里国際交流協会設立のためこの定款を作成し、次に設立時社員が記名押印する。

平成22年4月24日

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員